

指定事務事業問題点・対応報告書

次の指定事務事業について問題が生じたので、問題点とその対応策について報告します。

指定事務事業名： (仮称) シャトルバスの実証運行

基本施策名： 5-3 公共交通の利便性向上

担当部課名： 建設部交通政策課

報告日： 令和5年10月24日

1. 問題点及び問題点が生じた理由等

(仮称) シャトルバスの実証運行は、あびバスの新車両導入に伴い使用を終了する旧車両を使用し行う予定でした。

しかし、車両メーカーにおいて新車両の生産・納車が一時的に停止となり、現車両によるあびバス運行を継続することとなったため、(仮称) シャトルバスの実証運行の開始時期を見直すこととしました。

2. 今後の対応策

車両メーカーにおいて車両の生産・納車が再開され、11月から新車両によるあびバスの運行開始が可能となり、旧車両を使用した(仮称) シャトルバスの実証運行開始の目途が立ちました。

実証運行開始にあたっては、国土交通省への運行許認可手続きに期間を要するため、12月補正予算で債務負担行為設定を行った上で運行に向けた準備を進めていき、令和6年9月頃から開始する予定です。